第４次 芦北町地域福祉計画

概要版

～共助の心で みんなで取り組む　やさしいまち あしきた～

■地域福祉とは

「地域福祉」とは、地域でともに暮らす人々が、障がいの有無や年齢に関係なく、お互いに支えあい、助けあいながら、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるような地域社会をみんなで築いていく取組のことです。

高齢化や人口減少が進む中、人と人とのつながりを維持し、支援を必要とする人たちの社会参加を促し、みんなが安心して暮らす「ともに支えあう地域社会づくり」のために、地域福祉の推進が求められています。

令和４年２月

芦北町

芦北町地域福祉計画

芦北町地域福祉計画策定の背景と趣旨

近年、地域のつながりの希薄化など地域を取り巻く環境が大きく変化していることなどから、国は、「高齢者、障がい者、子ども等、すべての人々が地域、暮らし、生きがいをともにつくり、高め合うことができる『地域共生社会』の実現を目指す」という方向性を示し、地域福祉の推進などに取り組んでいます。

現在、芦北町では、人口の減少と少子高齢化を背景とした高齢者世帯の見守りの必要性の増加、相次ぐ災害を受けての防災対策の一層の強化の必要性などの課題を抱えています。これらの課題を解決し、地域をより活性化させるためには、地域の福祉サービスの充実や、地域で活動する団体の活動促進、隣近所での日ごろからの交流や見守りなどを町全体で推進し、みんなで助け合いながら安心して暮らせる地域を作る地域福祉の推進が重要となります。

この度、第３次芦北町地域福祉計画が令和３年度で終了するにあたり、国の動向や町の現状を把握しなおし、新たな地域福祉の推進方策を定め、誰もが安心して共生できる芦北町を実現することを目的として、第４次芦北町地域福祉計画を策定しました。

【芦北町の現状】

令和２年の国勢調査では、芦北町の人口は 15,681 人、高齢化率は 44.8%となっています。国立社会保障・人口問題研究所の人口推計によると、今後はさらに人口が減少、高齢化率は上昇すると推計されています。また、人口が減少し、地域活動や福祉の担い手不足が懸念される一方で、高齢化に伴い福祉の需要が高くなると見込まれていることから、地域の福祉をいかに維持し、活性化するかが重要な課題となります。

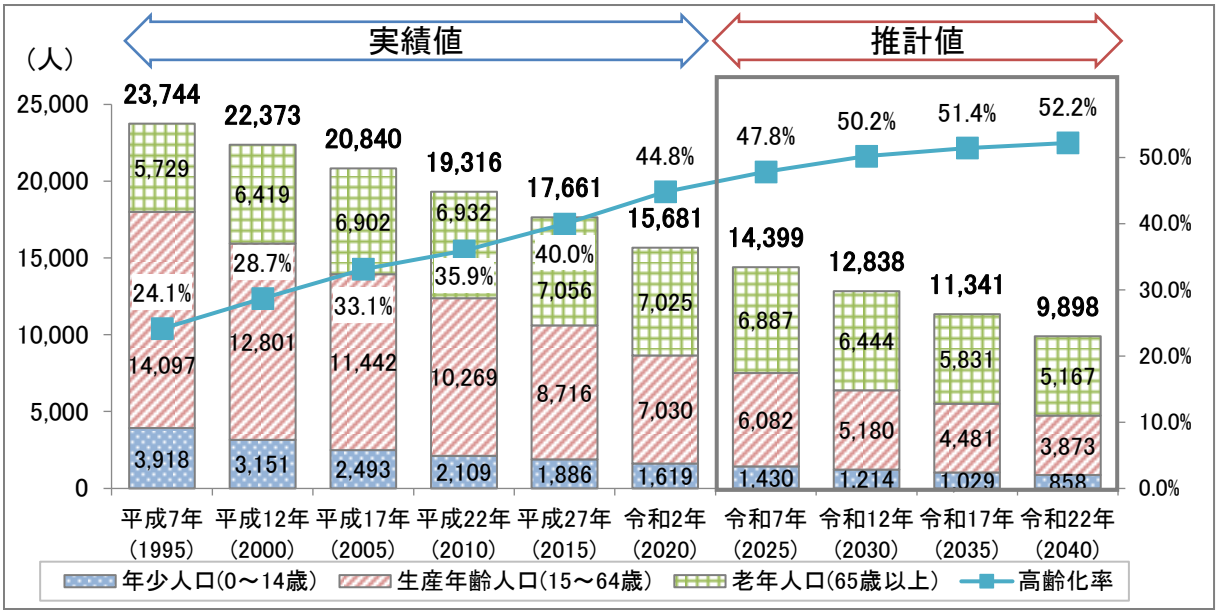

資料：平成７年～令和２年は「国勢調査」総務省、令和７年以降は「将来推計人口（平成 30 年）」国立社会保障・人口問題研究所

計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第 107 条に規定される「市町村地域福祉計画」です。

また、芦北町の最上位計画である「芦北町総合計画」の５つの基本目標の１つである「地域で守り育てるまちづくり」を実現するための、芦北町の福祉分野の上位計画として位置付けます。福祉分野の個別計画である、子ども・子育て支援事業計画、老人保健福祉計画・介護保険事業計画、障がい者プラン及び障がい福祉計画・障がい児福祉計画などの福祉分野の諸計画と調整・連携を図りながら、地域福祉について総合的かつ効果的に展開していきます。

また、成年後見制度の利用及び権利擁護に関する芦北町の市町村計画である「芦北町成年後見制度利用促進基本計画」については、本計画と一体的に策定を行いました。

芦北町社会福祉協議会の計画である地域福祉活動計画については、共に「地域福祉の推進」という目的を掲げ、地域福祉を進展させるものであることから、相互の連携を図ります。

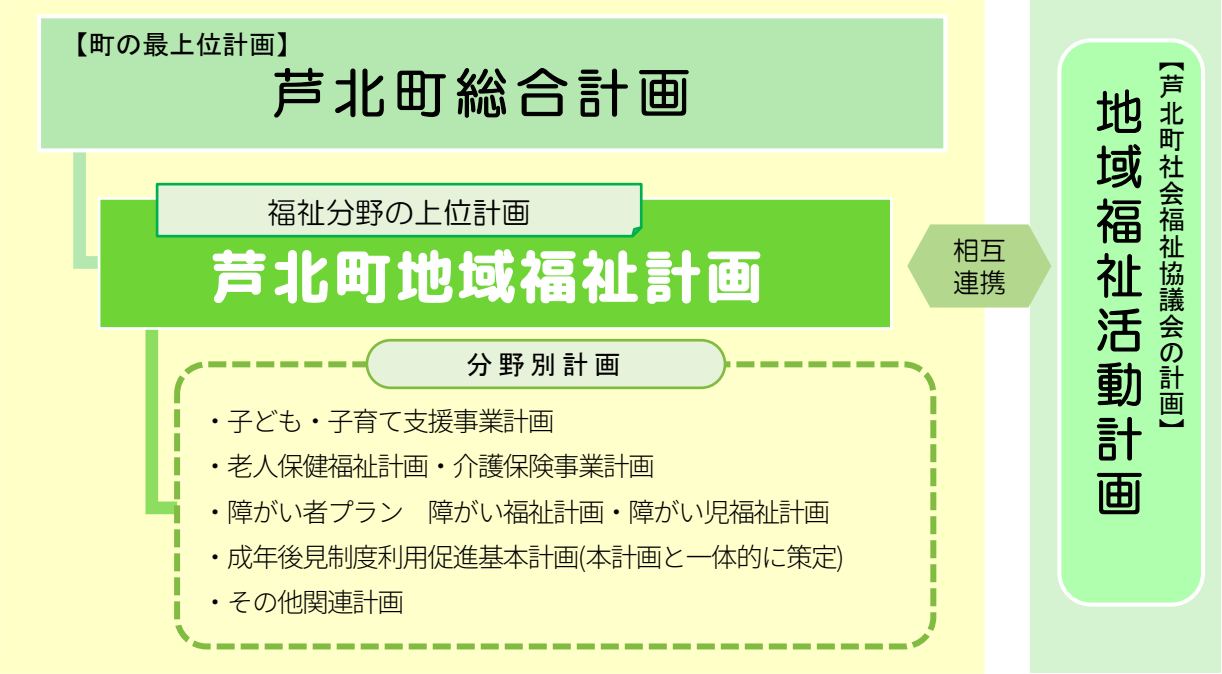

計画の期間

本計画の計画期間は、令和４年度から令和８年度までの５年間とします。

ただし、社会情勢の変化や計画期間中における取組の進捗状況に応じ、必要が生じた場合は柔軟に見直しを行います。

基本理念と計画の体系

基本理念

共助の心で　みんなで取り組む
やさしいまち　あしきた

芦北町では、町の最上位計画である「芦北町総合計画（第二次）」の基本目標の一つである「地域で守り育てるまちづくり」のもとに、福祉分野に関する各施策を推進しています。また、高齢化のさらなる進行や、相次ぐ災害などを背景に、地域のつながりの再構築や、防災対策の強化などに取り組む必要があります。そのためには、福祉サービスの充実だけではなく、誰もが活躍できる環境をつくり地域活動を活性化させることや、支え手・受け手に分かれるのではなく、みんなで支え合うまちをつくることなどが求められます。

これらのことから、すべての住民が地域福祉の担い手であるという意識を育て、ともに生きる地域を目指すこととして、「共助の心で　みんなで取り組む　やさしいまち　あしきた」を基本理念とします。あわせて、この基本理念のもとに、福祉や地域の活動に関する取組を４つの基本目標に整理し、計画的に取組を推進します。

基本目標	取　組
基本目標　１ 地域みんなでつながり、 支え合う地域づくり	（１）地域のつながりの強化
	（２）地域の拠点づくり
	（３）誰もが活躍できる場の確保
基本目標　２ 地域福祉の担い手づくり	（１）地域福祉を担う人材の確保や育成
	（２）ボランティア活動等の支援
	（３）民生委員・児童委員活動の支援
	（４）福祉教育の推進
基本目標　３ 包括的な支援体制の 仕組みづくり	（１）情報提供と相談体制の強化
	（２）福祉サービスの充実と適切な利用の促進
	（３）権利擁護の推進
	（４）支援を必要とする人への自立支援
基本目標　４ 安心して暮らせるまちづくり	（１）防災対策の充実
	（２）誰もが快適に過ごせる環境づくり

基本目標 1　地域みんなでつながり、支え合う地域づくり

（1）　地域のつながりの強化

身近な地域での声かけや交流といった、地域のつながりづくりを推進します。

（2）　地域の拠点づくり

地域の交流や活動の拠点となる公民館などの施設の機能の充実と活用促進に努めます。

（3）　誰もが活躍できる場の確保

高齢者や障がい者、移動手段を持たない人など、すべての人が地域社会に参加し活躍できるまちづくりに努めます。

住民の主な取組	地域・関係団体の主な取組	行政の主な取組
・近所での見守りや声かけ ・地域活動への参加 ・高齢者などの社会参加の手助け	・見守りネットワーク参加 ・地域の交流・活動の場や高齢者・障がい者等の活躍の場づくり	・地域見守りの推進 ・公民館等の機能充実 ・高齢者・障がい者等の地域参加支援

基本目標 2　地域福祉の担い手づくり

（1）　地域福祉を担う人材の確保や育成

地域活動を始めるきっかけ作りなど、活動の活性化につながる取組や、地域で活躍する人材の発掘・育成に努めます。

（2）　ボランティア活動等の支援

地域の活性化や、住民の困りごとの解決の担い手の中心となる、ボランティア団体や NPO 法人などの活動を支援します。

（3）　民生委員・児童委員活動の支援

民生委員・児童委員の活動を推進します。また、行政、地域、住民は活動に協力するよう努めます。

（4）　福祉教育の推進

福祉や地域福祉活動への理解と関心向上のための取組を推進します。

住民の主な取組	地域・関係団体の主な取組	行政の主な取組
・ボランティア活動への参加や周囲への参加呼びかけ ・民生委員・児童委員への協力 ・生涯学習や福祉関連の体験会・講演会への参加	・ボランティア活動の実施 ・活動団体への協力 ・民生委員・児童委員との連携体制の構築 ・福祉の学びの場の整備	・ボランティアや民生委員・児童委員の活動支援 ・地域活動や福祉人材の育成 ・福祉に関する周知・啓発 ・生涯学習の推進

基本目標 3 包括的な支援体制の仕組みづくり

（１） 情報提供と相談体制の強化

相談しやすい環境づくりや相談窓口の周知、必要に応じて公的な相談窓口を利用する意識づくりなどに、町全体で取り組みます。

（２） 福祉サービスの充実と適切な利用の促進

福祉サービスを整備し、必要とする人が適切に利用できる環境の整備と、自立した生活を送るために必要なサービスの適切な実施・利用に努めます。

（３） 権利擁護の推進

すべての人が安心して暮らせる環境をつくるために、日ごろの見守りや、権利擁護に関する制度の周知、虐待防止対策など、住民の権利を守る取組を推進します。

（４） 支援を必要とする人への自立支援

多様化・複合化した課題を抱える人や制度の狭間にある人への支援など、包括的な支援とそれによる自立の促進に努めます。

住民の主な取組	地域・関係団体の主な取組	行政の主な取組
・必要に応じてまわりの人や関係機関に相談 ・福祉サービスの適切な利用 ・権利や人権への理解促進	・地域の見守り ・適切な福祉サービスの提供 ・行政、社会福祉協議会、関係団体等との連携	・丸ごと受け止める相談と包括的な支援の体制構築 ・福祉サービスの充実 ・権利擁護の取組推進

基本目標 4 安心して暮らせるまちづくり

（１） 防災体制の充実

防災体制の整備は地域で安心して暮らすための重要な問題です。災害対策は、住民ひとりひとりが当事者であるため、行政による大きな枠組みでの取組とともに、地域での取組や住民自身の取組についても推進します。

（２） 誰もが快適に過ごせる環境づくり

高齢者や障がい者、子ども、妊婦など、だれもが安心して暮らせる芦北町の形成のために、バリアフリーに配慮した施設や様々な場面でのユニバーサルデザインの推進、事故や犯罪の防止に努めます。

住民の主な取組	地域・関係団体の主な取組	行政の主な取組
・日ごろからの防災対策 ・早めの避難 ・交通安全、近隣見守りによる安全な地域づくり	・自主防災組織等の充実 ・登下校時等の交通安全推進 ・見守り等地域の防犯	・防災・避難体制の強化 ・施設等のバリアフリー ・防犯活動の推進

芦北町成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度利用促進基本計画策定の背景と趣旨

認知症や障がいのある人が安心して地域で生活するためには、判断能力の補佐や財産管理の手続き等を代理し、その権利を擁護する必要があります。成年後見制度はそのための重要な制度ですが、全国的に制度の周知や利用に関する支援が不十分であり、制度を必要とする人が利用しにくい状態となっています。

そのため、成年後見制度の利用や支援体制の整備、制度の周知といった各施策を推進し、判断能力が十分でない方が地域で安心して暮らせるように「芦北町成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。

成年後見制度とは

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がい等があることによって、日常生活等での判断能力が十分でない人が、地域で安心して暮らし続けられるように、成年後見人等が、財産の管理や福祉サービスの契約などの行為を代理し、法的に保護・支援する制度です。

任意後見

●将来、判断能力が衰えた時に向けて備えておきたい人

本人が十分な判断力があるうちに、あらかじめ任意後見人となる人を定め、本人の判断能力が不十分になった時に財産管理やサービスの契約などを行います。

法定後見

●判断能力が不十分な人（認知症、知的障がい、精神障がい等）

家庭裁判所が選任した成年後見人等が、本人の代理として、財産の管理や法律行為、サービスの契約・手続、不当な契約の取り消しなどを行い、保護します。補助・保佐・後見の三種類の制度があります。

芦北町成年後見制度利用促進基本計画の取組

1　権利擁護支援のネットワークの整備

●水俣市、津奈木町と共同で「水俣芦北圏域権利擁護センター」を中核機関として定め、センターを中心とした権利擁護支援のネットワークを構築します。

●ネットワークを中心に、権利擁護の必要な人の早期発見に努めるとともに、成年後見制度利用の相談や手続支援、市民後見人の育成を行います。

●成年後見制度利用者に対して、関係者や専門職が連携し、見守りや支援を行います。

2　成年後見制度の利用を促進する取組

●成年後見制度に関する周知・啓発や、権利擁護出張相談会を行います。

●芦北町役場福祉課及び芦北町社会福祉協議会が初期相談窓口となり、権利擁護に関する相談や必要に応じた成年後見制度利用相談へのつなぎを行います。

地域共生社会の実現のために

地域共生社会の実現に向けて、町行政だけではなく、町民のみなさんや、福祉施設などの関係機関、民生委員・児童委員やボランティアなどの地域で活動する人たちなど、町に関わるすべての人が協力し、取り組んでいくことが不可欠です。

地域福祉の様々な担い手が、それぞれの役割を果たすとともに、お互いに協力し、地域のために取り組むことで、計画を推進していきます。

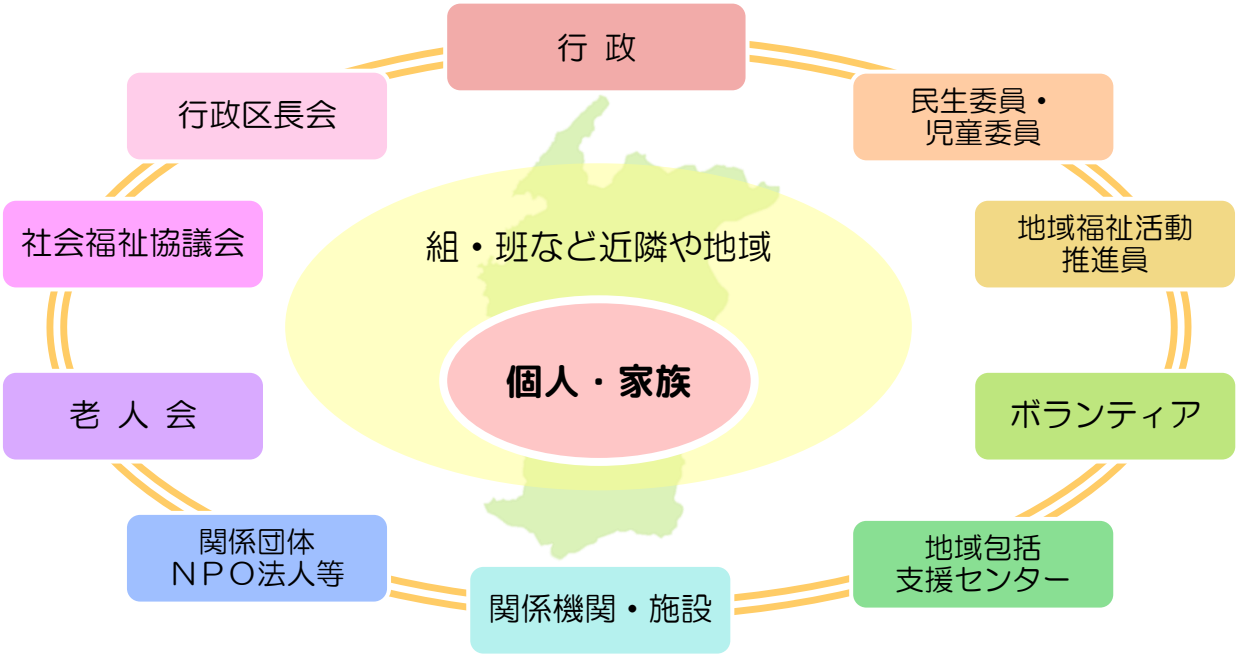

芦北町の相談窓口

●芦北町役場 福祉課　　☎ 0966-82-2511（代表）

- 地域や福祉に関する悩みや相談
- 成年後見制度に関する相談

●芦北町社会福祉協議会（きずなの里 内）　　☎ 0966-86-0294

- 地域の活動や見守りに関する相談
- 高齢者のサービスやシルバー人材に関する相談
- 生活困窮に関する相談
- ボランティア等に関する相談

●各地区の民生委員・児童委員

- 自分や家庭に関する悩み、相談
- 近所に心配な人がいるなど地域に関する相談

第４次 芦北町地域福祉計画【概要版】

発行：芦北町福祉課

〒８６９-５４９８　熊本県葦北郡芦北町大字芦北２０１５

電話　０９６６-８２-２５１１